



山元町

空き家バンクのご案内

空き家・空き地・空き店舗を売りたい方、貸したい方に
物件を登録していただき、その情報を町のホームページなどで
公開し、利用希望者へ情報提供する制度です。



空き家等所有者

空き家・空き地等の物件
の登録（売りたい・貸し
たい）を希望する方

① 物件登録

② 物件確認

③ 媒介契約



空き家バンク

山元町子育て
定住推進課

登録事業者
(宅地建物取引業者)

町内の宅地建物
取引業者が仲介
します。



利用希望者

空き家・空き地等の利用
(買いたい・借りたい)
を希望する方

① 利用登録

② 情報提供

③ 内覧申込

④ 媒介契約



※町ではあっせん・交渉・契約などは行っていません。

お問い合わせ先

宮城県山元町子育て定住推進課 子育て定住推進班

〒989-2292 宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山32番地

電話：0223-36-9835 FAX：0223-37-4144 メール：kosodate.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp



町HP

物件登録の流れ

1 山元町子育て定住推進課に必要書類を提出

- (1) 山元町空き家バンク登録申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
※土地・建物の所有者が複数人いる場合は全員分
- (3) 空き家バンク物件登録カード（様式第3号）
- (4) 公共料金の納入状況確認同意書
- (5) 本人確認書類(申請者の運転免許証、マイナンバー等の写し)
- (6) 物件（土地・建物）の登記全部事項証明書
※法務局が3か月以内に発行したもの
※未登記の場合は公課証明書

2 現地確認（すでに宅地建物取引業者と媒介契約をしている場合を除く）

町が選定した登録事業者（宅地建物取引業者）が現地確認を行いますので、立ち合いをお願いします。

3 調査結果通知・登録（登録期間は2年間。延長する場合は要申出）

4 登録事業者と媒介契約を締結

現地確認を行った登録事業者（宅地建物取引業者）と媒介契約を締結してください。

5 物件情報の公開

町ホームページなどに掲載します。

利用登録の流れ

1 山元町子育て定住推進課に必要書類を提出

- (1) 山元町空き家バンク利用登録申請書（様式第9号）
- (2) 誓約書（様式第10号）

2 書類確認

3 登録（登録期間は2年間。延長する場合は要申出）

利用登録完了通知書を送付します。